

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	280	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	280)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒し

提案団体

埼玉県、山形県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険税条例の改正にあたり、市町村が定例の市町村議会に条例改正案を提案できるよう、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期を前倒しすること。少なくとも、国民健康保険法施行令の改正政令と同日の公布とすること。

具体的な支障事例

国民健康保険税は、地方税法第 703 条の4第 11 項等の規定により、地方税法施行令で定める金額を超えて課税することはできないこととされている。
市町村は、地方税法施行令の改正後、この限度額を改正する条例改正を行うが、例年、改正政令の公布日が年度末となっている。
施行日が翌年度の4月1日であるため、市町村においては、定例の市町村議会上程に間に合わず、首長の専決処分もしくは翌年度の条例改正とせざるを得ない状況となっている。
なお、国民健康保険料の賦課限度額については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布(令和6年4月1日施行)されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

提案に当たって当県下の全市町村から賛同を得ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により行政の効率化・適正化につながる。

根拠法令等

地方税法施行令第 56 条の 88 の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、茨城県、ひたちなか市、大田原市、相模原市、長野県、松本市、広島市、大野城市、浦添市

○当市では例年、専決処分により条例改正しているが、4月1日の施行までの期間がない中での対応が必要と

なるため、国民健康保険法施行令と同様の早い時期での地方税法施行令の改正としていただきたい。

○令和6年3月30日付地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布により同日付で当市の国民健康保険税条例の一部改正条例を専決処分し、6月議会で承認を得る予定である。年度末、年度当初に業務が集中する。

○当市においても例年、3月定例市議会の上程に間に合わず、首長の専決処分で行っている。当市も提案団体と同意見であり、制度改正が必要であると考え。

各府省からの第1次回答

国民健康保険税の課税限度額に係る政令改正が年度末であることによる影響は、次のとおり、それぞれの市町村の判断によって様々であると考えられる。

①今回の指摘されている支障は、国民健康保険の財源を保険税として徴収している団体において生じる場合があるが、保険税とするか、保険料とするかは市町村の任意である。なお、保険税から保険料に変更する市町村は近年も複数存在している。

②保険税として徴収する場合でも、政令改正後、専決により速やかに条例を改正するか、周知期間等のために一年後に条例を改正するか、改正せず据え置かなどの条例改正のタイミングや有無は、課税限度額の引き上げが続く現状においては、実質的に市町村の判断で行われている。

一方で、保険税を含めた地方税の制度改正は、全税目一体で与党税制調査会での議論から地方税関係法令の改正作業までを順序立てて行うこととしているが、今回の提案では、他の税目の法律改正作業の段階で、保険税の政令改正作業のみを切り分けて前倒しで行うことが必要となるため、総務省の事務担当者に二重の事務負担が発生することとなり、非常に対応が難しい。

以上を踏まえると、今回の提案は、市町村において条例改正のタイミングの選択肢を増やす効果はあるものの、総務省の事務担当者の事務負担を恒常的に増加させるものであり、提案の実現による全国的な効果と事務負担の増加との兼ね合いを慎重に見極める必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民健康保険税は国民健康保険料と比べて保険料(税)の徴収において有利となる面があるため、国民健康保険法第76条の例外として認められており、採用する自治体があるものと思料する。

その国民健康保険税の徴収の基礎となる国民健康保険税条例等の改正は住民の強い批判的関心と呼ぶため、適時適切に行うことが求められる。第1次回答によれば、改正の時期は実質的に市町村の判断で行われているとされているが、時期としては4月1日の施行が望まれるところ、改正の決定形式が議会の議決権の軽視とも評される専決処分にならざるを得ないことから、この決定形式を回避するためその他の時期の改正が選択されているものと思料する。

保険税の設定を各市町村がそれぞれ独自に行う現行の制度を永続していくのであれば、各市町村が個別の事情を鑑み対応につきそれぞれ判断すれば良いという貴省の回答にも一定の理解を示すことも可能と思料するが、一方で現在、国主導で都道府県単位での保険料(税)水準統一が強力に推進されているところである。厚生労働省発出の「保険料水準統一加速化プラン」においても「賦課限度額について、政令で定める額に統一する等が考えられる」と明記されており、統一に当たっては都道府県内の全市町村で同一の対応を行わねばならないことから、今回要望している公布時期の前倒しは不可欠な要素であると思料する。

地方税の制度改正過程について、詳細な説明をいただいたところではあるが、保険料(税)水準統一に向けて後向きな回答と捉えざるを得ない。議決の形式で国民健康保険税条例等を改正できるよう、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒しをご再考いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答でも回答したとおり、国民健康保険税を含む地方税法の法令改正は、全税目一体で与党税制調査会での議論から地方税関係法令の改正作業までを順序立てて行っており、国民健康保険税部分のみの法令改正を前倒しすることは、事務負担等を踏まえると非常に困難である。

なお、一部の地方団体において、地方税法関係法令の公布前に、議会で条例案を審議している例があることから、参考にしていただきたい。

＜参考例＞

●●県県税条例の一部を改正する条例

●●県県税条例(昭和●年●●県条例第●号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第24項中「令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに対して」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号。次項において「改正法」という。)が令和6年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

3 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—